

国保だより



卒業・入学・就職シーズンが近づいてきました。国保の手続きを忘れていませんか？

今回は、国保の手続きと制度改正の概要についてお知らせします。

表1 こんなときは14日以内に届け出をしましょう

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、他市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、職場などの健康保険をやめた証明書
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、国保の保険証、母子健康手帳、銀行などの口座番号がわかるもの
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	外国人が国保に加入するとき	外国人登録証明書
	他の市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証（職場の保険証が未交付のときは加入した証明書）
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証、銀行などの口座番号がわかるもの
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、銀行などの口座番号がわかるもの
その他の異動など	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
	外国人が国保をやめるとき	保険証、外国人登録証明書
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、厚生年金などの年金証書（加入期間が記載されたもの）
	転居したとき	印鑑、保険証
	世帯主が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
長期に出張や旅行するとき	印鑑、保険証、在学証明書など	
子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、本人であることを証明できるもの 汚れて使えなくなった保険証	

※保険証の交付：運転免許証など官公庁の発行した写真付証明書で本人と確認できる場合は、手続き終了後に交付します。それ以外は郵送します。

国保の加入、脱退の手続き

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入することになります。市内に住んでいる人は三原市の国民健康保険(国保)へ加入しなければなりません。

転入・結婚・出産など、退職したときには、国保への加入手続きが必要になります。また、転出・死亡・就職したときには、国保の喪失手続きが必要です。

表1のようなときには市民課(市役所本庁1階)、または各支所住民生活課で手続きをしてください。

表2 4月からの主な改正点

	平成20年3月まで	平成20年4月から
① 自己負担割合	3歳未満	2割
	4歳～小学校入学前	3割
	小学校入学後～70歳未満	3割
	70歳以上75歳未満	1割 ※現役並所得の人は3割。
③退職者医療制度の対象年齢	75歳未満	65歳未満
④療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢	70歳以上	65歳以上
⑤75歳以上の人を対象とした制度	老人保健医療制度	後期高齢者医療制度
自己負担割合	75歳以上	1割(現役並所得の人は3割)

平成20年4月からの主な改正点 表2

自己負担割合を1割に凍結

① 70歳以上75歳未満の人(現役並み所得者以外)の自己負担割合が2割に変更予定でしたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、

1割に凍結します。
 該当者には、3月中に新しい「高齢受給者証」を郵送します。

対象年齢が変わります

② 乳幼児の医療費の自己負担割合が2割となる対象年齢が、3歳未満から義務教育就学前(小学校入学前の3月31日)までに拡大されます。

③ 退職者医療制度の対象年齢が変わります。被用者年金(厚生年金など)を受給している人が、会社などを退職して国保に加入したときは、退職者医療制度で医療を受けますが、その対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わります。65歳になると、一般の国保加入者となります。

4月1日時点で65歳以上の人は3月中に、4月2日以降に65歳になる人は、誕生月に新しい「一般の被保険者証」を郵送します。

④ 療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が変わります。70歳以上の人が療養病床に入院するとき、入院時生活療養費として食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上に変わります。

後期高齢者医療制度が創設されます

⑤ 今までの老人保健医療制度にかわって、75歳以上の高齢者を対象に新

たな医療制度が創設されます。老人保健医療制度では、国保や社会保険などの医療保険に加入しながら老人保健医療制度の対象となっていました。後期高齢者医療制度では国保や社会保険などの医療保険を抜けて、後期高齢者医療制度に新たに加えることとなります。



特定健康診査・特定保健指導が始まります 図1

40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策を取り入れた新たな「特定健康診査・特定保健指導」が始まります。

特定健康診査は、年に1回受診するよう、5月上旬に対象の人へ国民健康保険から「特定健康診査受診券」を送付します。

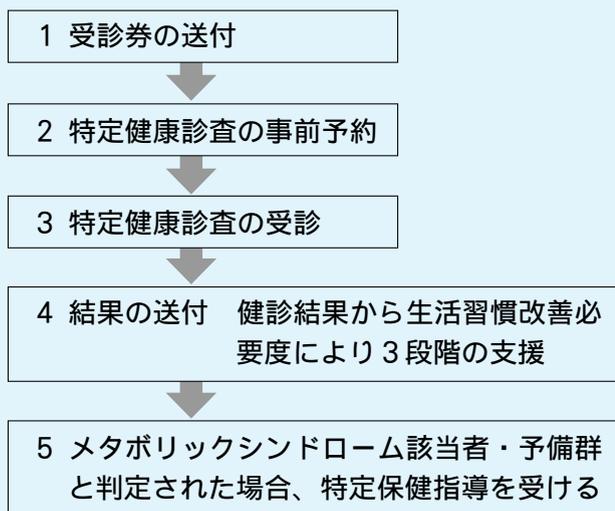
受診後、健診の結果により、メタボリックシンドローム該当者、ま

たは予備群と判定された場合は、生活習慣を見直すための特定保健指導を受けることとなります。

特定健康診査と特定保健指導は、保険者(三原市)に義務づけられ、国から健診受診率・保健指導実施率・メタボリックシンドロームの減少率を評価されます。評価の結果次第で、保険者はペナルティを課せられます。皆さんの健康づくりが国保の安定した運営につながる制度となりました。

健康診査を受けて、増え続ける生活習慣病を予防し、健康を維持していきましょう。

図1 特定健康診査・特定保健指導の流れ



※ 詳しくは、受診券に資料を同封します。

国民健康保険税の納付を忘れていませんか？

平成19年度の国保税の納期は、2月に終了しました。納付を忘れていた人は、早めに納付してください。

国保についての問い合わせ先

保険医療課 (☎0848676050 FAX0848642130)